

意見案第5号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎地域の振興対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきた。

しかしながら、広域分散型で道内市町村の約8割が過疎指定地域である本道においては、人口減少に歯止めがかからず、産業を支える担い手の不足や、生産・消費など経済活動の停滞、医師、看護師不足などによる医療サービスの低下、JRや路線バスの廃止による地域交通の機能低下、維持困難な集落の増加など、幅広い分野において様々な課題が深刻化している。

一方、過疎地域は、自然の景観が癒やしの場を与えるだけではなく、安定的に国民の食を支えるとともに、広大な面積を有する森林や農地は国土や自然環境の保全、気候変動に伴う自然災害の防止など、多面的・公益的機能を担い、今後も大きな役割を果たすものと期待されている。

過疎地域が有するこうした機能や価値は、国民共通のかけがえのない財産であり、これを保全し未来に引き継ぐことで、過疎地域が持続的に発展していけるよう、国家的課題として、過疎対策に取り組んでいくことが重要である。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、地域の経済や産業など様々な面で影響が深刻化する中、そうした状況から容易に回復し難い過疎市町村の施策の推進に支障を来すことがないよう、地域の実情に即した特段の配慮が必要である。

よって、国においては、新たな過疎対策法の制定に当たり、次の事項を強く要望する。

記

- 1 過疎地域の要件と単位については、新たな過疎法においても、現行法第33条に規定されている「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性や果たしている役割等を的確に反映したものとすること。

特に、財政力指数が著しく低い市町村については、人口減少率の要件を緩和するなど、過疎市町村の厳しい財政状況の実態を踏まえた要件を追加すること。

- 2 新法の制定により、財政に対する急激で多大な影響を及ぼすことがないよう、措置期間や内容を充実させるなど、地域の実情に十分配慮した適切な経過措置を設けること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
総務大臣	
農林水産大臣	
国土交通大臣	

北海道議会議長 村田 憲 俊